



平成 27 年 2 月 12 日

各 位

会 社 名 富 士 重 工 業 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 吉 永 泰 之
(コード番号 7 2 7 0 東証第 1 部)
問 合 せ 先 総 務 部 長 山 藤 和 典
(T E L 03-6447-8825)

上告受理の申立てに関するお知らせ

平成 27 年 1 月 29 日付「訴訟（控訴審）の判決に関するお知らせ」にて公表いたしました訴訟の控訴審判決につきまして、国が最高裁判所に上告受理の申立てを行ったことを確認いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 上告受理の申立てがなされた裁判所および年月日

- (1) 裁判所 最高裁判所
- (2) 年月日 平成 27 年 2 月 10 日
- (3) 当事者 申立人 国
相手方 当社

2. 上告受理の申立てに至る経緯

当社が国を相手方とし、防衛省向け戦闘ヘリコプターAH-64D に関する初度費の残額等を請求しておりました訴訟につきまして、平成 27 年 1 月 29 日付「訴訟（控訴審）の判決に関するお知らせ」にて公表いたしましたとおり、東京高等裁判所において控訴審判決の言渡しがあり、当社の主張がほぼ認められております。

本件は、被控訴人であった国が当該控訴審判決を不服として、最高裁判所へ上告受理の申立てを行ったものです。

※なお、経緯等の詳細につきましては、平成 27 年 1 月 29 日付「訴訟（控訴審）の判決に関するお知らせ」をご参照ください。

3. 今後の見通し

当社は、最高裁判所での上告審においても、当社の主張が認められるよう、引き続き当社の正当性を主張してまいります。

なお、本件訴訟が当社の業績へ与える影響等につきましては、現時点で未確定であります。今後、開示すべき事項が発生した場合は速やかにお知らせいたします。

以 上